

第 67 号

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備及び運営についての水準の向上)

第3条 一時保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域住民に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造及び設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生に関する事項及びこれらの児童に対する危害防止に関する事項に十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払い、かつ、非常災害時に備えるために必要な訓練を行うよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、少なくとも毎月1回、前項の訓練のうち避難訓練及び消火訓練を行

わなければならない。

- 3 一時保護施設は、非常災害時には、被災した児童その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、入所している児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第15条 一時保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 学習等を行う室

(3) 屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)

(4) 相談室

(5) 食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。))を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)

(6) 調理室

(7) 浴室

(8) 便所

2 前項の設備を設けるに当たっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。

3 第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

イ 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

ウ 少年の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

エ 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

オ 入所している児童の年齢等に応じ、男子用及び女子用を区別して設けること。

カ 入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下この項において「理解増進法」という。）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 学習等を行う室及び屋内運動場及び屋外運動場 児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(3) 浴室及び便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 男子用及び女子用を区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

イ 入所する児童の年齢、性別、理解増進法第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

4 第1項各号に掲げる設備のほか、児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けなければならない。

5 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮された環境でなければならない。

(職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員がその資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修を受ける機会を提供しなければならない。

(職員の配置の基準)

第18条 一時保護施設に配置しなければならない職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 看護師
- (4) 保育士
- (5) 心理療法担当職員
- (6) 個別対応職員
- (7) 学習指導員
- (8) 栄養士又は管理栄養士
- (9) 調理員

2 前項第1号の児童指導員及び同項第4号の保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人を合計した数以上とする。

3 第1項第5号の心理療法担当職員の員数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 第1項第6号の規定にかかわらず、10人以下の児童を入所させる一時保護施設には、個別対応職員を配置しないことができる。

5 第1項第7号の学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を配置するよう努めなければならない。ただし、学習指導を委託する場合は、学習指導員を配置しないことができる。

6 第1項第8号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる一時保護施設には、栄養士又は管理栄養士を配置しないことができる。

7 第1項第9号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

(夜間の職員配置基準)

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、2人以上の職員を配置しなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1ユニットごとに1人以上の職員を配置しなければならない。ただし、職員全体の員数は、2人を下ることではない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を配置するよう努めなければならない。

(管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として配置しなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を配置しなければならない。

3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のために、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。次条及び附則第2項において「基準府令」という。）第20条第4項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準府令第21条第1項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）

において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相

当する課程を修めて卒業した者

- (5) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
（心理療法担当職員の資格）

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 一時保護施設は、学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させている場合であって、学習指導員を2人以上配置するときは、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上配置するよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所し

ている児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設は、入所している児童の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設における食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 一時保護施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

4 一時保護施設における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的環境の下で行われるときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童相談所長は、前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師に、その結果に関し必要な事項を入所した児童の健康を記録する書面に記入させるとともに、一時保護の解除及び医療上の措置その他の必要な手続をとる必要があると当該医師又は歯科医師が認める場合には、その旨を児童相談所長又は知事に勧告するよう求

めなければならない。

- 3 一時保護施設は、職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する職員について細心の注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、児童がその適性、能力等に応じた学習ができるよう行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校と密接に連携するとともに、必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他一時保護施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第32条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し

なければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 基準府令の施行の際現に存した一時保護施設（基準府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第58条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設は、職員の確保の状況その他特別の事由により、第18条及び第19条の規定により難しいときは、令和8年3月31日までの間、これらの規定を適用しないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第59条及び第66条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として配置することができる。

(提案理由)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。